

地域活動指導員募集

●受験資格

- ・社会教育活動への興味・意欲があり、地域活動等の経験がある人で、パソコンでワードやエクセルなどが不自由なく操作でき、文書作成等ができる人。
- ・普通自動車運転免許を持っている人で、日常の業務連絡等に自家用車を供することができる人。
- ・小郡市内に居住している人。

●募集人員 非常勤嘱託 1人

●勤務内容 家庭、地域の教育力の向上、子どもたちのさまざまな体験活動、人権教育・啓発活動に関する企画、立案および指導

●給与 月額142,100円(健康保険、厚生年金、雇用保険有り)

●任用期間 平成20年1月1日～平成20年3月31日

●勤務時間 午前8時30分～午後5時

●勤務日 週4日勤務。土・日・祝日および夜間勤務を伴う場合があります。

●試験日 12月20日(木)

●試験会場 小郡市生涯学習センター

●試験内容 面接・作文

※詳細については、後日、本人に通知します。

●申込方法 市販の履歴書1通を持参または郵送 ※胸から上の無背景写真を貼付すること

●申込期間 11月15日(木)～12月5日(水)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く) ※郵送の場合は12月5日(水)必着

●申込・問い合わせ先

小郡市教育委員会 生涯学習課 コミュニティ係
☎72-2111内線522(〒838-0142小郡市大板井1180-1 生涯学習センター内)

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 (宝満環境センター) 嘱託職員募集

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合では、計量業務を担当する嘱託職員を次のとおり募集します。

●募集人員 3人

●職務内容 一般持込車両の受付、案内、料金徴収業務、データ入力整理業務

●任用期間 平成20年2月1日～平成21年3月31日まで(再任用あり)

●勤務時間 原則として週5日勤務で(日曜日と平日1日の休み。ただし週休日でも業務が発生する場合があります)、午前8時30分～午後5時のローテーション勤務。土曜日、祝日、年末(12月30日まで)の勤務があります。

※年間16日の有給休暇の他、特別休暇があります。

●給与 月額166,000円(健康保険・厚生年金・雇用保険など有り)

●応募資格 パソコンを使用し、簡単な文書作成、表計算などができる人

●面接日 12月21日(金)

●面接会場 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合(宝満環境センター)

●申込方法 指定の申込書に履歴書を添付してください。

●申込書の配布場所 宝満環境センター事務局(筑紫野市大字原田1342-1)

●申込書の配布期間 11月19日(月)～29日(木) / 午前9時～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

●申込受付期間 12月3日(月)～13日(木)(郵送の場合は12月10日消印有効)

●申込・問い合わせ先 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合 ☎092-926-5300(〒818-0024筑紫野市大字原田1342-1)

平成20年度市立幼稚園園児募集

各園別園児募集人員

| 幼稚園名 | 2年保育 | 1年保育 |
|-------------------|------|----------|
| 小郡幼稚園 ☎72-5501 | 120人 | 欠員補充のみ募集 |
| 三国幼稚園 ☎75-1108 | 90人 | |

●入園資格

- ・2年保育 市内に住んでいて、平成15年4月2日～平成16年4月1日の間に生まれた人
- ・1年保育 市内に住んでいて、平成14年4月2日～平成15年4月1日の間に生まれた人

●入園願書配布 11月15日(木)より、月～金曜日 / 午前9時～午後5時に各幼稚園で願書を配布

●入園願書受付日時 12月3日(月) / 午前9時～正午

●願書提出先 各幼稚園

●諸費用

- ・入園料 入園時5,000円
- ・授業料 月額6,100円
- ・教材費 月額約1,000円



●注意事項 入園願書の提出は、1人1園です。違反した場合はすべて失格となります。なお、入園決定者には、12月末までに「入園許可通知書」を送付します。

●問い合わせ先 各幼稚園または教務課教務係 ☎72-2111内線512

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」をご存知ですか？

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などによって、父と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母または母に代わって養育している人に支給されます。また、障害児については20歳未満が対象になります。

ただし、受給者が公的年金を受け取ることができる場合等は対象になりません。

【特別児童扶養手当とは】

精神または身体が、重度または中度の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する制度です。

ただし、障害の程度によっては手当を支給できない場合があります。

※いずれの手当も申請が必要です。詳しくは下記にお問い合わせください

問い合わせ先 福祉課児童家庭係 ☎72-2111内線445